

# 第三セクター等改革推進債について

# 公営企業・第三セクター等の抜本的改革について

- [背景]**
- 地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務は将来的に財政に深刻な影響を及ぼす可能性
  - 「地方公共団体財政健全化法」の全面施行(平成21年4月～)
    - ⇒ ・公営企業の資金不足比率の算定・公表、経営健全化の推進
    - ・第三セクター等の経営状況・地方公共団体の将来負担等の把握・分析、将来負担抑制のための取組の推進

**[対応] 公営企業、第三セクター等の抜本改革の集中的取組の促進(平成21～25年度)**

- ① 処理策の検討
  - ・ 事業の意義・採算性・事業手法(民間的手法を含む)等の検討、外部専門家等の活用
- ② 情報開示の徹底(対議会・住民)
  - ・ 経緯、手法の最善理由、損失補償履行の必要性、費用負担
- ③ 議会の関与 ~ ②の議論、処理策の適切性の確認 (「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け自治財政局長通知))
- ④ 債務調整を伴う処理策
  - ・ 手続き・内容等の透明性確保⇒法的整理や私的整理ガイドライン等を活用、新たな損失補償は行わない
- ⑤ 残資産の管理等

その手段の一つとして

## 第三セクター等改革推進債の創設(地方財政法第33条の5の7)

### 1. 対象経費

第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

◇ 第三セクター(及び地方住宅供給公社)

⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む。)

◇ 土地開発公社及び地方道路公社

⇒ 解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む。)

◇ 公営企業

⇒ 廃止(特別会計の廃止)を行う場合に必要となる地方債の繰上償還等に要する経費

### 2. 対象期間

平成21年度～25年度

### 3. 発行手続

議会の議決  
総務大臣又は都道府県知事の許可 } が必要

### 4. 償還年限

10年以内を基本とする。必要に応じ10年を超える償還年限の設定も可。

許可実績 104件 4,714億円  
(平成21年度～平成24年度)

第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とする。

# 第三セクター等改革推進債の概要（地方財政法第33条の5の7）

## 1. 対象経費

### ● 第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

#### ◇ 第三セクター（及び地方住宅供給公社）

⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

- ① 法的整理・・・破産手続、特別清算手続、再生手続及び更生手続
- ② 私的整理・・・一般に公表された債務処理のための準則等が該当

#### ◇ 土地開発公社及び地方道路公社

⇒ 公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等を行っている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

#### ◇ 公営企業

⇒ 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還に要する経費
- ・ 一時借入金の償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費
- ・ 公営企業型独法の設立に際して必要となる資金その他財産の出えんに要する経費
- ・ 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

## 2. 対象期間

- 平成21年度～25年度（一定期間内の集中的な改革を推進）

## 3. 発行手続

- 議会の議決 → 総務大臣又は都道府県知事の許可

## 4. 充当率

- 100%

## 5. 償還年限

- 10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができる。

## 6. 財源措置

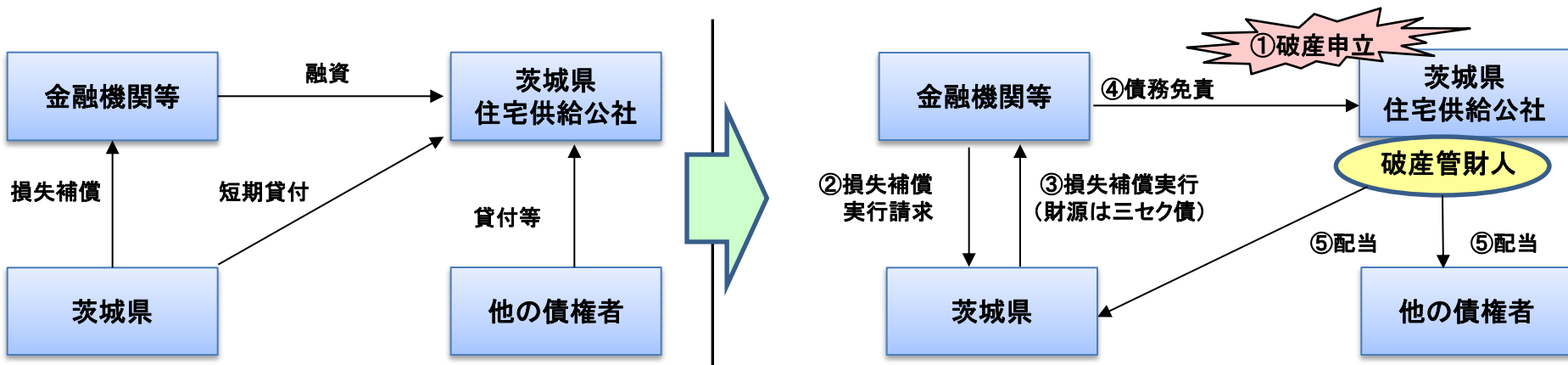
- 支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じる。

# 第三セクター等改革推進債を活用した実例①

## 茨城県住宅供給公社(H22.10 破産手続開始決定)

### <概要>

茨城県が多額の損失補償と短期貸付を行っていた住宅供給公社について、三セク債の活用を前提として破産処理を行ったもの(三セク債許可額 約380.8億円)。地方住宅供給公社が破産処理を行った初のケースである。



### <手続きの流れ>

- |         |   |
|---------|---|
| 平成22年2月 | 茨城県出資団体等経営改善専門委員会が住宅供給公社の廃止を求める旨を報告(茨城県)                                  |
| 8月中旬    | 破産方針公表(茨城県)   |
| 9月下旬    | 補正予算案議決・三セク債起債許可申請案議決(茨城県議会)<br>破産申立を決議・破産手続き開始の申立(住宅供給公社)<br>損失補償実行(茨城県) |
|         | 三セク債の起債許可(総務大臣)   |
| 10月上旬   | 破産手続き開始決定(裁判所)<br>三セク債の起債(茨城県)  |

### <備考>

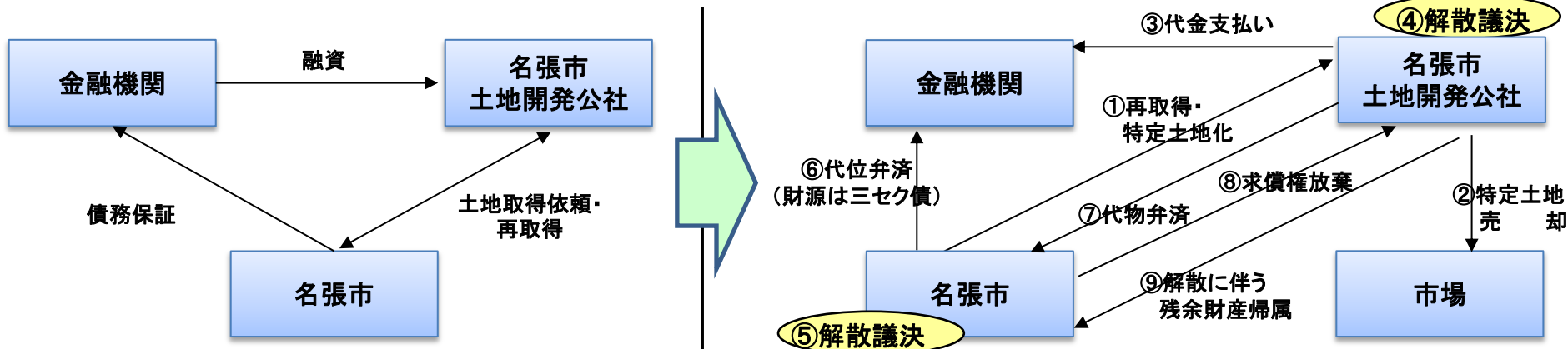
- 公社の業務は住宅・宅地分譲業務が中心であり、負債額は約523億円、債務超過額は約317億円にのぼっていた。
- 破産の判断を下す前に県議会特別委員会も早期解散を提言している。
- 民間の土地所有者が建物を建設する際に公社が連帯債務者となっていた債務が存在していた。
- 地方住宅供給公社は許認可がなくとも破産手続き開始の決定により解散することが可能である。

# 第三セクター等改革推進債を活用した実例②

## 名張市土地開発公社(H24.10 解散認可)

### <概要>

三重県名張市が多額の債務を抱える土地開発公社について、三セク債の活用を前提として解散させたもの(三セク債許可額 約12.4億円)。多くの市町村において同様の手続きにより土地開発公社を解散。



### <手続きの流れ>

- |          |   |
|----------|---|
| 平成23年 3月 | 平成24年度中の公社解散を市議会・公社理事会で表明(名張市) ⇒ 三重県と協議       |
| 平成24年 3月 | 関連予算議決(名張市議会)                                 |
| 5月       | 公社解散議決(公社(理事会))                               |
| 6月       | 公社解散議決(名張市議会) ⇒ 三重県知事へ解散申請(名張市)               |
|          | 三セク債起債許可申請案議決(名張市議会) (三セク債起債の議決は通常は予算の議決と同時に) |
| 9月       | 三セク債の起債許可(三重県) ⇒ 起債(名張市) ⇒ 金融機関に対して代位弁済(名張市)  |
|          | ⇒ 市への代物弁済(公社) ⇒ 残債務に係る求償権放棄(名張市(議会の議決後))      |
| 10月上旬    | 解散認可(三重県) ⇒ 解散                                |

### <備考>

- 将来の財政見通し等を踏まえ、償還期間を15年としたほか据置期間を設定(公債費のピークを避けるため。)
- 市町村の土地開発公社解散には議会の議決・都道府県知事の認可が必要であり、認可には事前の債務解消が必要。そのため、市が債務を代位弁済後の求償権について、公社が代物弁済(時価)等を行っても足りない分は放棄(要議会議決)が必要。
- 土地開発公社の解散については、事前の資産売却や地方公共団体の土地開発基金の活用等により三セク債起債額を圧縮することが可能である。

## 第三セクター等改革推進債の償還期間に係る考え方

平成25年度地方債同意等基準運用要綱(平成25年4月11日付け総務副大臣通知)

【別紙1】 一般事業(第三セクター等改革推進債) (抜粋)

- 2 第三セクター等改革推進債に係る償還年限は、第三セクター等改革推進債の対象となる事業の性質、第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができるものとすること。

平成25年度地方債同意等基準(平成25年総務省告示第181号)

第二 協議団体に係る同意基準 — 一般的同意基準

3 償還年限等に関する事項(抜粋)

償還年限については、それぞれの事業に係る公的資金の償還年限との均衡や次に掲げる事項に留意するとともに、公的資金の償還年限が最長30年であることに照らし、原則として、償還年限は30年以内とすることが適当であるものとする。



## 第三セクター等改革推進債に係る特別交付税措置（道府県分）

特別交付税に関する省令（平成二五年三月一八日総務省令第一七号）

### ●道府県に係る特別交付税措置

#### 第2条第1項第1号表第62号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の七第一項に規定する地方債（以下「第三セクター等改革推進債」という。）のうち、次の各号に掲げるものに係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額の合算額又は五〇〇,〇〇〇,〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

- 一 森林整備法人の解散又は当該法人の事業の再生に要する経費の財源に充てるため借り入れたもの
- 二 地方道路公社の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止に要する経費の財源に充てるため借り入れたもののうち、有料道路整備資金貸付を受けて行つた事業に係るもの
- 三 土地開発公社の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止に要する経費の財源に充てるため借り入れたもののうち、十年以内に事業化する土地に係るもの、国又は当該土地開発公社に出資した地方公共団体以外の地方公共団体等から取得した土地に係るもの及び認可を受けて行う市街地再開発事業又は土地区画整理等の公共事業のために取得した土地に係るもの
- 四 地方住宅供給公社の解散又は当該公社の事業の再生に要する経費の財源に充てるため借り入れたもののうち、国の施策に基づいて実施した事業に係るもの及び認可を受けて行う市街地再開発事業又は土地区画整理等の公共事業に係るもの
- 五 公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため借り入れたもの

## 第三セクター等改革推進債に係る特別交付税措置（市町村分）

特別交付税に関する省令（平成二五年三月一八日総務省令第一七号）

### ●市町村に係る特別交付税措置

#### 第3条第1項第3号表第73号

指定都市にあつては、第一号によつて算定した額又は五〇〇,〇〇〇,〇〇〇円のいずれか少ない額とし、指定都市以外の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額の合算額又は二五〇,〇〇〇,〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

- 一 前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額
- 二 次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、第三セクター等改革推進債（前号の算定対象となるものを除く。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、平成二十三年度の実質公債費比率が十・五パーセント未満※又は平成二十三年度の将来負担比率が七十九・七パーセント未満※である市町村にあつては零とする。） ※各市町村の平均値

算式  $(A - B \times 0.1) \times C \times 0.5$

#### 算式の符号

- A 第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額
- B 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十三条の規定によつて算定した当該市町村の標準財政規模の額
- C 当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が4%を超えるときは、4%とする。）



# 第三セクター等改革推進債の実績①

## (1) 団体区分別実績

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
都道府県・指定都市	2	228	9	937	7	508	6	674	24	2,347
市町村	10	156	22	646	16	414	32	1,151	80	2,367
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

## (2) 手法別実績

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
解散・廃止・破産	6	126	23	1,223	12	477	29	1,190	70	3,016
特別清算・清算計画	1	18	3	102	2	115	5	148	11	382
廃止(独法化等)	4	76	3	89	7	249	1	44	15	458
再生・更生・特定調停	1	164	0	0	1	52	2	268	4	485
事業再生ADR	0	0	1	125	1	29	0	0	2	154
一部廃止	0	0	1	44	0	0	1	175	2	219
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

※ 「解散・廃止・破産」は公社の解散、公営企業の廃止、三セク等の破産により事業を終了させるものであり、破産・清算した三セク等の事業・資産等の売却・譲渡や、廃止・解散した公営企業・公社の資産等を地方公共団体や別法人が引き継ぐものも含む。

※ 「廃止(独法化等)」は、公営企業について、別法人に事業を引き継がせることを前提として廃止したものであり、病院14件、交通(バス)1件である。【参考 病院事業を引き継いだ者の内訳: 地方独立行政法人 30,269.1百万円・8件、広域連合 3,245.0百万円・4件、民間(医療法人) 6,566.0百万円・2件。バス事業を引き継いだ者は民間事業者である。】

※ 「一部廃止」は、土地開発公社の業務の一部のみを廃止したものである。

## 第三セクター等改革推進債の実績②

### (3) 対象法人区分別実績

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
公営企業	10	203	7	123	9	500	3	68	29	894
うち病院	5	108	3	89	6	192	1	44	15	433
うち土地	5	94	4	34	1	238	1	17	11	383
公社	0	0	17	1,126	8	159	29	1,607	54	2,893
うち土地開発公社	0	0	16	746	6	130	27	1,339	49	2,215
うち地方道路公社	0	0	0	0	2	29	0	0	2	29
うち住宅供給公社	0	0	1	381	0	0	2	268	3	649
三セク等	2	182	7	334	6	263	6	149	21	927
うち農林分野	0	0	2	99	1	52	0	0	3	152
うち住宅分野	0	0	2	96	1	29	0	0	3	125
うち観光分野	1	18	1	2	2	66	1	2	5	88
うち不動産分野	1	164	0	0	1	109	3	29	5	302
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

※「公社」は地方道路公社・土地開発公社・地方住宅供給公社であり、「三セク等」はそれ以外の法人である。

※「公営企業」のうち「土地」は宅地・工業用地等の開発・造成・区画整理等を行うために設置された公営企業である。

※「三セク等」のうち「農林」は森林や農地の整備を主要業務とする法人であり、所謂「森林公社」「農地公社」が該当する。「住宅」は宅地や住宅の整備を主要業務とする法人が該当する。

※「観光」は観光施設の整備・管理を主要業務とする法人である。「不動産」は商工業用の土地・建物の整備・維持管理を主要業務とする法人である。

## 第三セクター等改革推進債の実績③

### (4) 償還年数別実績

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
10年未満	1	2	1	2	0	0	1	2	3	6
10年	9	284	19	604	16	442	22	651	66	1,980
15年	1	32	6	557	4	176	5	221	16	987
20年	0	0	2	172	1	238	8	805	11	1,214
25年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30年	1	66	3	249	2	66	2	146	8	527
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

※ 据置期間を設定しているものを含む。

※ (1) ~ (4) の各表においては、各年度・各項目ごとに四捨五入を行っているため、各年度・各項目の合計値と「計」欄の数値が一致しないことがある。

### (参考) 第三セクター等改革推進債を活用して公営企業を廃止したものの内訳

(単位: 件)

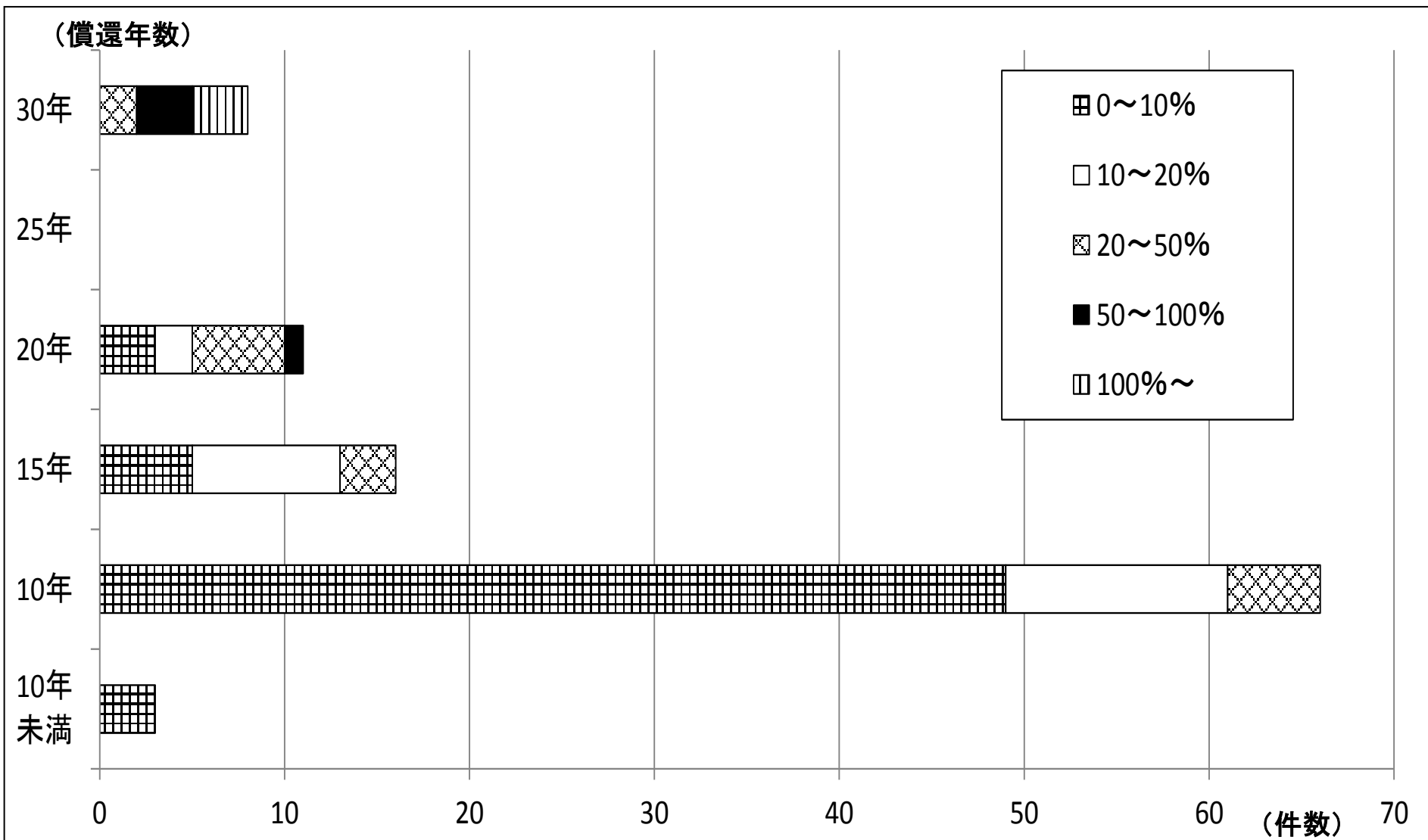
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
独立行政法人化	4	2	2		8
一部事務組合・広域連合化			4		4
事業の民間譲渡		1	1	1	3
完全廃止	6	4	2	2	14
合計	10	7	9	3	29

※ 「事業の民間譲渡」は病院事業や交通事業（バス）において、事業用資産を民間法人に売却した上で、公営企業を廃止しているもの。

※ 「完全廃止」とした公営企業の多く（11件）は宅地・工業団地等の造成・売却を主たる目的としており、公営企業廃止後は一般会計や他会計において分譲を継続するケースも存在。

## 第三セクター等改革推進債の実績④

### ◆ 償還年数ごとの許可額が標準財政規模に占める割合



※ 同一団体が複数の発行を行っている場合には、それぞれの発行額の標準財政規模に対する割合を合算した割合で区分し、合算後の区分に発行件数をカウント。

※ 平成21年度～平成24年度における許可額。

# 第三セクター等改革推進債許可案件一覧①

## <平成21年度許可>

### 都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
長野県		病院事業会計	廃止(独法化)	6,400.0	10
	大阪市	(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	更生	16,400.0	10
都道府県・指定都市分計				22,800.0	

### 市町村分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
北海道	稚内市	(株)稚内シーポートプラザ	特別清算	1,762.6	10
青森県	むつ市	用地造成事業会計	廃止	1,367.9	10
千葉県	東金市	組合立国保成東病院病院事業	廃止(独法化)	365.4	10
	山武市	組合立国保成東病院病院事業	廃止(独法化)	678.6	10
	九十九里町	組合立国保成東病院病院事業	廃止(独法化)	163.0	10
大阪府	松原市	病院事業会計	廃止	3,216.4	15
	泉佐野市	宅地造成事業会計	廃止	6,575.0	30
香川県	観音寺市	産業団地造成事業特別会計	廃止	185.0	5
	坂出市	土地区画整理事業特別会計	廃止	425.0	10
		臨海部土地造成事業特別会計	廃止	875.0	10
市町村分計				15,613.9	
合計				38,413.9	12

# 第三セクター等改革推進債許可案件一覧②

## <平成22年度許可>

### 都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
茨城県		茨城県住宅供給公社	破産	38,077.4	15
神奈川県		(社)かながわ森林づくり公社	清算計画	8,499.0	10
		(財)かながわ廃棄物処理事業団	破産	1,159.0	10
富山県		富山県土地開発公社	解散	2,140.0	10
岡山県		(社)岡山県農地開発公社	清算計画	1,444.0	10
	千葉市	千葉市土地開発公社	解散	12,500.0	20
	名古屋市	名古屋臨海高速鉄道(株)	事業再生ADR	12,461.0	10
		城西病院会計	廃止(譲渡)	2,191.0	10
	大阪市	大阪市土地開発公社	解散	15,239.0	10
都道府県・指定都市分計				93,710.4	

### 市町村分①

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間	
都道府県	市町村					
北海道	釧路市	釧路市土地開発公社	解散	1,933.0	15	
	江別市	江別市土地開発公社	解散	2,700.0	15	
	余市町	余市町土地開発公社	解散	77.4	10	
	白老町		白老町土地開発公社	解散	263.4	10
			工業団地造成事業会計	廃止	787.2	10
			臨海部土地造成事業会計	廃止	989.4	10
岩手県	北上市	北上市土地開発公社	解散	9,681.0	30	
宮城県	美里町	美里町土地開発公社	解散	615.1	10	
茨城県	古河市	(財)古河市住宅公社	破産	4,907.0	15	
	高萩市	(財)高萩市住宅公社	破産	4,678.2	20	
神奈川県	三浦市	三浦市土地開発公社	解散	10,850.0	30	
富山県	富山市	富山市土地開発公社	一部廃止	4,435.7	10	



# 第三セクター等改革推進債許可案件一覧③

## ＜平成22年度許可＞

### 市町村分②

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
石川県	白山市	(株)セイモア内尾	特別清算	228.6	6
大阪府	貝塚市	貝塚市土地開発公社	解散	2,100.0	15
	泉佐野市	市立泉佐野病院事業会計	廃止(独法化)	4,350.0	30
	河内長野市	河内長野市土地開発公社	解散	1,902.3	10
	阪南市	阪南市土地開発公社	解散	878.8	10
兵庫県	加古川市	病院事業会計	廃止(独法化)	2,383.2	10
奈良県	奈良市	宅地造成事業費特別会計	廃止	1,455.8	10
広島県	三原市	三原市土地開発公社	解散	3,281.2	10
高知県	高知市	高知市土地開発公社	解散	5,970.0	15
佐賀県	上峰町	工業用地取得造成分譲特別会計	廃止	150.0	10
市町村分計				64,617.3	
合計				158,327.7	

## ＜平成23年度許可＞

### 都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
群馬県		(社)群馬県林業公社	再生手続	5,239.0	10
岐阜県		岐阜県道路公社	解散	799.5	10
大阪府		地域整備事業会計	廃止	23,766.0	20
山口県		山口県土地開発公社	解散	4,273.4	10
		山口県道路公社	解散	2,147.4	10
	広島市	(株)広島市産業情報サービス	特別清算	600.0	10
	堺市	病院事業会計	廃止(独法化)	14,000.0	10
都道府県・指定都市分計				50,825.3	

# 第三セクター等改革推進債許可案件一覧④

＜平成23年度許可＞

## 市町村分①

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
北海道	釧路市	(株)釧路振興公社	特別清算	10,918.0	15
青森県	五所川原市	公立金木病院組合病院事業	廃止(広域連合化)	942.0	10
	中泊町	公立金木病院組合病院事業	廃止(広域連合化)	628.0	10
	鱒ヶ沢町	町立中央病院事業会計	廃止(広域連合化)	975.0	15
	鶴田町	町立中央病院事業会計	廃止(広域連合化)	700.0	10
	大鰐町	大鰐地域総合開発(株)	破産	3,811.0	30
		(財)大鰐町開発公社	破産	2,806.0	30
宮城県	石巻市	石巻地区土地開発公社	解散	2,146.8	10
茨城県	ひたちなか市	(財)ひたちなか市住宅・都市サービス公社	事業再生ADR	2,903.3	15
富山県	黒部市	黒部市土地開発公社	解散	1,730.0	10
大阪府	和泉市	和泉市土地開発公社	解散	2,835.0	15
兵庫県	明石市	病院事業会計	廃止(独法化)	1,928.9	10

## 市町村分②

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
広島県	呉市	交通事業会計	廃止(譲渡)	5,700.0	10
山口県	周南市	周南市土地開発公社	解散	1,518.0	10
高知県	室戸市	室戸市土地開発公社	解散	460.3	10
熊本県	荒尾市	荒尾競馬組合競馬事業	廃止	1,360.0	10
市町村分計				41,362.3	
合計				92,187.6	

# 第三セクター等改革推進債許可案件一覧⑤

＜平成24年度許可＞

## 都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
宮城県		宮城県住宅供給公社	特定調停	7,796.0	10
大阪府		(財)大阪府産業基盤整備協会	清算計画	11,078.0	15
香川県		香川県土地開発公社	解散	2,195.0	10
	名古屋市	守山市民病院会計	廃止	4,375.0	10(1)
	神戸市	神戸市住宅供給公社	民事再生	19,027.0	10
	広島市	広島市土地開発公社	解散	22,890.0	20
都道府県・指定都市分計				67,361.0	

## 市町村分①

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
北海道	苫小牧市	沼ノ端鉄北土地区画整理事業特別会計	廃止	1,680.0	10
岩手県	奥州市	奥州市土地開発公社	解散	9,200.0	20
茨城県	ひたちなか市	ひたちなか市土地開発公社	解散	1,489.0	15
千葉県	茂原市	茂原市土地開発公社	解散	13,089.4	30
	八千代市	(財)八千代市開発協会	清算計画	956.2	10
新潟県	上越市	上越市土地開発公社	解散	17,415.1	20
石川県	白山市	白山レイクハイランド株式会社	破産	163.0	5
岐阜県	関ヶ原町	関ヶ原町土地開発公社	解散	500.0	10
三重県	名張市	名張市土地開発公社	解散	1,237.0	15(3)
	尾鷲市	(財)尾鷲市開発公社	清算計画	377.8	10
京都府	福知山市	福知山市土地開発公社	解散	2,996.2	10
	綾部市	綾部市土地開発公社	解散	1,388.6	10

# 第三セクター等改革推進債許可案件一覧⑥

＜平成24年度許可＞

## 市町村分②

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
大阪府	岸和田市	岸和田市土地開発公社	解散	4,595.0	15
	豊中市	豊中市土地開発公社	解散	4,500.0	10
	守口市	守口市土地開発公社	解散	3,729.7	20
	寝屋川市	寝屋川市土地開発公社	解散	2,300.0	10
	門真市	門真市土地開発公社	解散	3,695.0	20
	大阪狭山市	大阪狭山市土地開発公社	解散	790.0	10
	忠岡町	(財)忠岡町開発協会	私的整理ガイドラインに基づく清算	1,517.0	30
兵庫県	伊丹市	伊丹市土地開発公社	解散	3,851.1	10
奈良県	奈良市	奈良市土地開発公社	一部廃止	17,500.0	20
		(財)奈良市駐車場公社	清算計画	826.0	10
	天理市	天理市土地開発公社	解散	2,225.0	10
	香芝市	香芝市土地開発公社	解散	3,723.9	15

## 市町村分③

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
奈良県	平群町	平群町土地開発公社	解散	1,915.7	20
和歌山県	橋本市	橋本市土地開発公社	解散	1,340.0	10
	新宮市	新宮市土地開発公社	解散	4,109.0	20
山口県	美祢市	美祢市土地開発公社	解散	1,875.0	10
徳島県	鳴門市	運輸事業会計	廃止	711.3	10
愛媛県	四国中央市	四国中央市土地開発公社	解散	1,374.0	10
	内子町	内子町土地開発公社	解散	195.0	10
大分県	大分市	大分市土地開発公社	解散	3,800.0	10
市町村分計				115,065.0	
合計				182,426.0	

※ 償還期間に括弧が付記されているものは括弧内の年数の据置期間を設定している。

## 第三セクター等改革推進債の効果

### <三セク債借入金利の低い例・高い例>

	三セク債金利(A)	三セク債の対象となった借入(B)	金利低減幅 (A)-(B)
低い例① (A県)	0.180% 10年固定金利、元金均等、入札	1.050% 7年固定金利、満期一括	△0.870%
低い例② (B市)	0.190% 10年固定金利、元金均等、見積り合せ	0.700% 1年固定金利、満期一括	△0.510%
低い例③ (C市)	0.294% 10年(5年後金利見直し)、元金均等、入札	1.900% 6年固定金利、満期一括	△1.606%
高い例① (D市)	2.510% 10年固定金利、元金均等、公社取引実績	3.950% 1年固定金利、満期一括	△1.440%
高い例② (E市)	2.390% 10年固定金利、元金均等、指定金	1.725% 1年固定金利、満期一括	0.665%

### <三セク債と三セク債対象借入の金利差>

	三セク債金利(A)	三セク債の対象となった借入(B)	金利低減幅 (A)-(B)
最大 (F市)	0.785% 10年固定金利、元金均等、入札	2.925% 15年固定(3年据置)、元金均等	△2.140%
最小 (G市)	2.170% 10年固定金利、元金均等、指定金	1.475% 1年固定金利、満期一括	0.695%

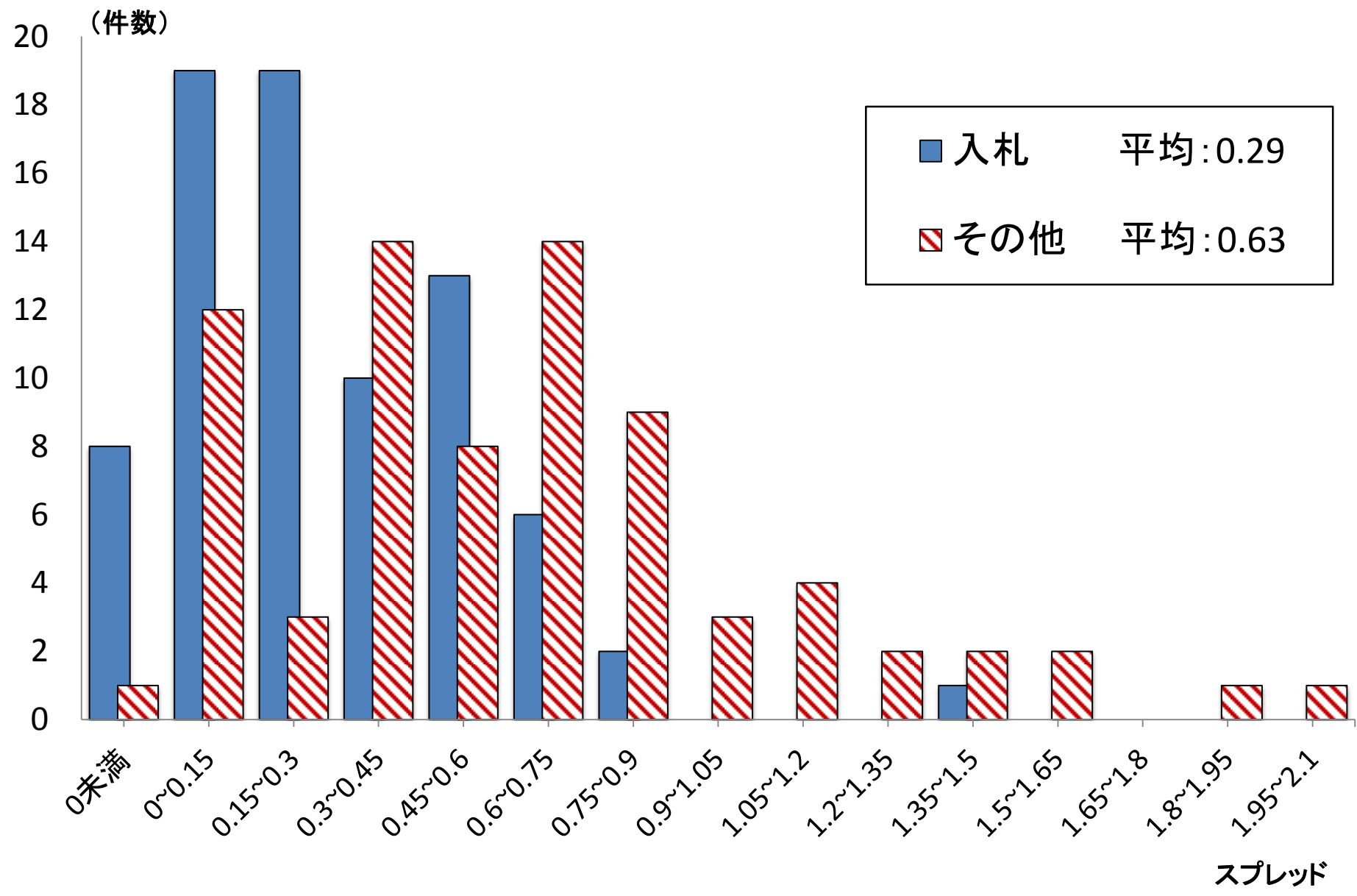
※平成24年度第一次許可・同意分までの三セク債借入金利について調査したもの。

※(A)は平成25年6月21日時点における三セク債の利率であり、複数の借入を行っている場合は最も高い利率を採用している。

※(B)は三セク債の対象になった公社・三セク等の借入金(損失補償・債務保証を行っているもの)の整理時点での利率であり、複数の借入を行っている場合は最も高い利率を採用している。

※なお、償還期間・償還方法の違いは考慮せず、単純に表面金利のみを比較対象としている。

# 第三セクター等改革推進債（借入実績）の対国債スプレッド分布



※ 平成24年第一次許可・同意までの三セク債借入利率について、借入先を入札で決定したものとその他の方式で決定したものごとに対国債スプレッド分布をまとめたもの。